平成２９年（フ）第９８９号
札幌市東区北34条東５丁目２番６－301号
債務者　出口　　裕
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９０号
札幌市東区北34条東５丁目２番６－301号
債務者　出口　　楓（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０６９号
北海道恵庭市黄金北３丁目19番地11
債務者　猪狩　知紘（旧姓下島）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１１号
北海道厚岸郡厚岸町白浜１丁目１番地　白浜公住Ｈ２Ａ１－102
債務者　大貫　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
福島県会津若松市館馬町８番17号　市営住宅２棟７号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字上川原53番地の44　ジョイフルハウス21　103号
債務者　豊島　純一（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
相模原市南区大野台２丁目23番３号
債務者　花田　美香
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２３号
（前住所）相模原市中央区上溝3170番地２本田ハイツ２－Ｂ
債務者　前田　幸香
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３０号
新潟県南蒲原郡田上町大字湯川1500番地
債務者　加藤真奈美
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第９７５号
大阪府茨木市若園町15番27号
債務者　松村　美香
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８９５号
大阪府吹田市南正雀１丁目23番13号
債務者　重光　咲苗
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６７号
大阪市都島区毛馬町２丁目１番15号　毛馬ポストハイツ　301号
債務者　斉藤　忠克
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３６号
大阪市平野区瓜破東４丁目５番２－204号
債務者　中尾　高彰
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４６１号
大阪市住吉区苅田３丁目８番18号　早川マンション　401号
債務者　吉田　謙一
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５００号
大阪市此花区酉島４丁目１番18－707号
債務者　永田須美世
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１５号
大阪市住吉区苅田４丁目12番28号　ベストレジデンスあびこ　６Ａ号
債務者　竹田　信三
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５７５号
大阪府茨木市鮎川４丁目18番６号
債務者　三宅　博文
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６０２号
大阪市生野区巽南３丁目９番３号　ＹＯＵハイム南巽　206号室
債務者　松山玉枝こと　黄　　玉枝
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６０７号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　玉木　利男
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部